軽度者(要介護1、要支援1、2)が利用する福祉用具貸与の判断基準について (令和6年12月18日現在)

判断基準等							
品目	福祉用具が必要な状態	判断基準					
車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (1)日常的に歩行が困難な者	(1)に該当する者 要介護認定に係る基本調査項目1-7に「3.できない」と記載された者					
	(2)日常生活範囲における移動の支援が特に 必要と認められる者	(2)に該当する者 サービス担当者会議等でケアマネが判断する					
特殊寝台及び 特殊寝台付属 品	次のいずれかに該当する者 (1)日常的に起き上がりが困難な者	(1)に該当する者 要介護認定に係る基本調査項目1-4に「3.できない」と記載された者					
	(2)日常的に寝返りが困難な者	(2)に該当する者 要介護認定に係る基本調査項目1-3に「3.できない」と記載された者					
床ずれ防止用 具及び 体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	要介護認定に係る基本調査項目1-3に「3.できない」と記載された者					
認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (1)意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	(1)に該当する者 要介護認定に係る基本調査項目3-1に「1.調査 対象者が意思を他者に伝達できる」以外又は基本調 査項目3-2~3-7のいずれかに「2.できない」 又は基本調査項目3-8~4-15のいずれかに 「1.ない」以外と記載された者 その他主治医意見書において認知症の症状がある 旨が記載されている場合も含む。					
	(2)移動において全介助を必要としない者	(2)に該当する者 基本調査2-2「4.全介助」以外					
移動用リフト (つり具の部 分を除く。 昇降座椅子・ バスリフト含 む。)	次のいずれかに該当する者 (1)日常的に立ち上がりが困難な者	(1)に該当する者 要介護認定に係る基本調査項目1-8に「3.できない」と記載されている者					
	(2)移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	(2)に該当する者 要介護認定に係る基本調査項目2-1に「3.一部 介助」又は「4.全介助」と記載されている者					
	(3)生活環境において段差の解消が必要と認められる者	(3)に該当する者 サービス担当者会議等でケアマネが判断する ※昇降座椅子やバスリフトのような段差の解消を 目的としないものは、(3)での判断の対象外です。 昇降座椅子については(2)で判断してください。					
自動排泄処理 装置	次のいずれにも該当する者 (1) 排便が全介助を必要とする者 (2) 移乗が全介助を必要とする者	(1)に該当する者 要介護認定に係る基本調査項目2-6に「4.全介 助」と記載されている者 (2)に該当する者 要介護認定に係る基本調査項目2-1に「4.全介 助」と記載されている者					

/ 実態調査により現行の判断基準では対象外となるが、「**例外給付の対象** とすべき事案」(類型 i ~iii) が存在することが確認された。

例外給付

例外的給付の対象とすべき事案(類型 i ~iii)

- i 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間によって、頻繁に福祉用具が必要な状態に該当する者 (例 パーキンソン病の治療薬による ON・OFF 現象)
- ii 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに福祉用具が必要な状態になることが確実に見込まれる者 (例 がん末期の急速な状態悪化)
- iii 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避 等医学的判断から福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる者 (例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害によ る誤嚥性肺炎の回避)

グタイプ 例外給付の対象とすべき事案(類型 i ~ⅲ)のいずれかに該当し以下の要件①~③の全てをみたしている場合には例外的に給付を認めることとする。

- ① 「医師の意見(医学的な所見)」に基づき判断されている。
- ② サービス担当者会議等を経た適切なケアマネジメントの結果を踏まえている。
- ③ 上記①、②を市町村が確認している。

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の確認について(依頼)

年 月 日

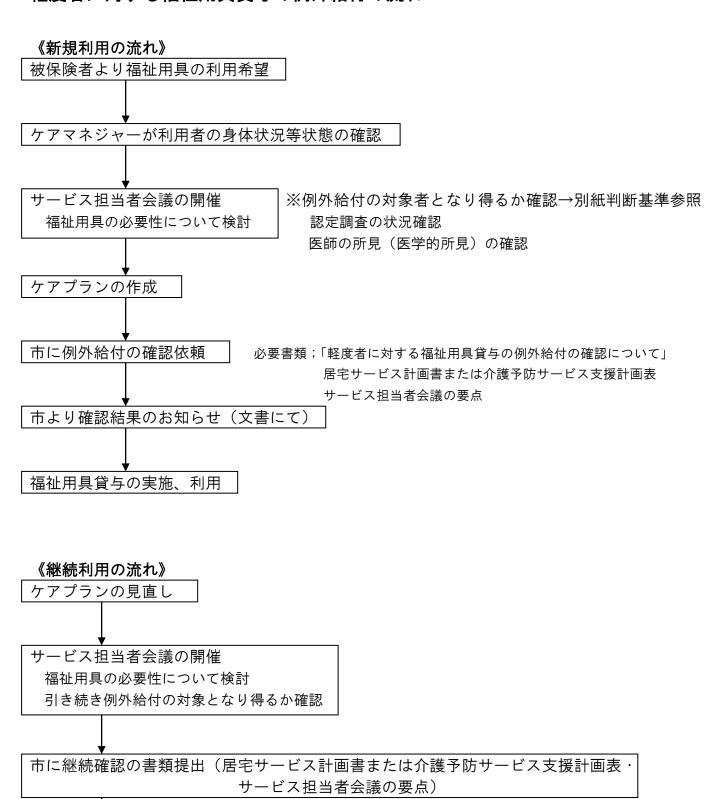
松戸市長

福祉用具貸与について、下記のとおり医師の医学的な所見に基づいた、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、(介護予防)福祉用具貸与が特に必要であると判断しましたので、確認を依頼します。

1	対象者										
	(1)	被保険者氏名			被	保険者番号					
	(2)	住所									
2	(3) 要介 貸与品目等	□要	介護3 □要介護2 支援1 □要支援2								
2	(1)貸生	日等 貸与品目種別 <u>特殊寝台及び特殊寝台付属品・床ずれ防止用具及び体位変換器</u> (品目に○をつける) <u>認知症老人徘徊感知機器・移動用リフト・自動排泄処理装置</u>									
	(2)貸与	·開始年月日	年	月	日から						
	(3)福祉	上用具貸与事業	者								
3	疾患等につ	ついて									
	(1)病	名:									
	(2) 福祉用具が必要な理由(できるだけ具体的にご記入ください)										
	※介護支援専門員が医師の意見を聴取して記入してください。										
	(3)意見	見を求めた担当	<u>医</u>								
	医療機	選名		医師名							
4	rtı ≘≠.± ∕										
4	申請者	事業所名									
		事業所番号		担	当者						
		連絡先	住所 :								
			TEL:			FAX:					

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の流れ

市より確認結果のお知らせ(FAXにて)



軽度者(要介護1、要支援1・2)が利用する介護保険福祉用具貸与の 例外給付に関するQ&A

【提出書類について】

- Q 1 軽度者への例外給付の市への提出書類は何が必要か
- A 1 以下の3点が必要になります。
 - ① 「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の確認について」(依頼)
 - ② 居宅サービス計画書(1)・(2) または介護予防サービス・支援計画表(1)・(2)
 - ③ サービス担当者会議の要点
 - 以上3点が必要となります。

【介護認定を申請中の方の暫定利用】

- Q2 介護認定を新規申請中の方で、特殊寝台等の福祉用具貸与の必要性が見込まれる場合の取り扱いはどうすればよいか。
- A 2 認定結果が出る前に暫定的に、特殊寝台等の利用の必要性がある場合には、申請書類を提出し、市の確認 をとってください。

市へ確認を取らずに、暫定的にサービスを利用し、結果的に軽度者に該当した場合には、さかのぼりができず、給付の対象になりません。

【給付の対象開始日】

- Q3 市へ例外給付の申請をし、確認を取った場合、いつから給付の適用となるか
- A3 申請受付日の月の1日から給付の適用となります。

【その他】

- Q4 例外給付の対象者が、介護支援専門員を変更した場合の取り扱いは、どうすればよいか。
- A 4 「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の確認について」(依頼)の再度の提出は必要ありませんが、居宅介護支援事業所の変更の有無を問わず、介護支援専門員は変更時に新規作成した「ケアプラン」と「担当者会議の要点」を市へ提出してください。
- Q5 ケアプランの期間設定終了にかかる、定期的な見直し時の取り扱いは、どうすればよいか。
- A 5 貸与開始後も、定期的な見直しが必要なことから、ケアプランの期間設定終了時には、「ケアプラン」と「担当者会議の要点」を市へ提出してください。

提出は、遅くとも、期間終了後 1 ヶ月以内までに提出してください。内容確認後、市から継続の可否についてファックスで連絡します。必要時には、利用者宅へ訪問することもあります。また、市への確認が滞っている場合には給付対象外となり、返還の対象となります。

※過去にお送りしている結果通知において、継続確認を期間終了後2ヶ月以内としているものについては、期間終了後1ヶ月に読み替えて対応してください。

- Q6 介護区分が介護から予防又は予防から介護に変わった場合(担当ケアマネジャーの変更がない場合も含む) の取り扱いはどうしたらよいか。
- A 6 ケアプランの見直しが必要となりますので、「ケアプラン」と「担当者会議の要点」を市へ提出してください。特に「要介護」から「要支援」に区分が変わった場合は、状態が改善しているので、継続利用の必要性について十分に検討してください。